

議案第102号

勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例(平成17年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第7条 会館_____の使用料____は、別表第1<u>のとおりと</u>_____する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定による使用料は、会館の<u>使用者から会館の使用を許可する際に徴収する。ただし、市長が特にやむをえないと認めたときは、使用後に徴収することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 会館の<u>1時間当たりの使用料の額</u>は、別表第1<u>の区分により、使用者から徴収</u>する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定による使用料は、会館の<u>使用後30日以内に納付しなければならない。</u></p> <hr/> <p>4 <u>会館の使用申請に1時間未満の時間がある場合は、次に掲げる区分の使用料とする。</u></p> <p>(1) <u>使用申請時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1</u></p> <p>(2) <u>使用申請時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料</u></p>

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(使用料の減免)

第8条 (略)

(使用料の還付)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

別表第1(第7条関係)

1 基本使用料

5 使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。

(1) 使用時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1

(2) 使用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料

6 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

第8条 市長は、使用料を前条第3項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 この条例に定めるもののほか、債権の管理については、勝山市債権管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の例による。

(使用料の減免)

第9条 (略)

(使用料の還付)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

別表第1(第7条関係)

1 基本使用料

単位 [円]

階	室名	午前		午後		夜間		全日	
		平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日
一階	けやきの間(和)	2,620	3,350	3,350	4,610	4,610	5,450	8,700	10,900
	蘭の間(和)	1,050	1,570	1,570	1,780	1,780	2,300	3,880	4,710
	桜の間(和)	1,050	1,570	1,570	1,780	1,780	2,300	3,880	4,710
	ホール	8,280	12,150	12,150	16,550	16,550	19,800	33,000	40,750
	第1会議室	1,570	1,990	1,990	2,510	2,510	2,830	5,450	6,180
	料理教室	4,710	5,660	6,810	8,170	9,850	11,840	14,250	17,180
二階	さつきの間(和)	1,260	1,890	1,890	2,200	2,200	2,510	4,400	5,340
三階	第1研修室	3,140	3,980	3,980	5,130	5,130	5,970	9,950	11,940
	第2研修室	1,570	1,990	1,990	2,510	2,510	2,830	5,450	6,180
	第3研修室	1,890	2,410	2,410	3,040	3,040	3,350	6,500	7,330
	第4研修室	1,890	2,410	2,410	3,040	3,040	3,350	6,500	7,330
	第5研修室	1,890	2,410	2,410	3,040	3,040	3,350	6,500	7,330

単位 [円]

階	室名	平日			土・日・祝		
		基本	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場 勝山市民	勝山市民以外	基本	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場 勝山市民	勝山市民以外
一階	けやきの間(和)	1,070	1,600	2,140	1,350	2,020	2,700
	蘭の間(和)	450	670	900	570	850	1,140
	桜の間(和)	450	670	900	570	850	1,140
	ホール	3,820	5,730	7,640	4,920	7,360	9,840
	料理教室	2,090	3,130	4,180	2,520	3,780	5,040
	二階	さつきの間(和)	540	810	1,080	660	990
三階	第1研修室	1,240	1,860	2,480	1,510	2,260	3,020
	第2研修室	630	940	1,260	740	1,110	1,480
	第3研修室	750	1,120	1,500	890	1,330	1,780
	第4研修室	750	1,120	1,500	890	1,330	1,780
	第5研修室	750	1,120	1,500	890	1,330	1,780

使用時間区分

午前：8時30分から12時30分まで

午後：13時から17時まで

夜間：18時から21時30分まで

全日：8時30分から21時30分まで

2 次の各号の一に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収して使用する場合(この場合において額の異なる2種類以上の入場料を徴収するときは、その平均した額を入場料の額とする。)

ア 入場料の額が100円以上300円未満のとき。 20パーセント

イ 入場料の額が300円以上500円未満のとき。 40パーセント

ウ 入場料の額が500円以上700円未満のとき。 60パーセント

エ 入場料の額が700円以上1,000円未満のとき。 80パーセント

オ 入場料の額が1,000円以上のとき。 100パーセント

(2) 入場料を徴収せず催物のために使用する場合

市長がその都度定める率

(3) 入場料を徴収せず営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合

ア 勝山市民が使用するとき。 50パーセント

イ 勝山市民以外の者が使用するとき。 100パーセント

(削る)

(4) 使用者が使用時間区分(基本使用料表の午前、午後、夜間又は全日の区分をいう。)ごとにそれぞれ定められている時間を超えて使用した場合

ア 超過時間が30分以上1時間未満のとき。 30パーセント

イ 超過時間が1時間以上2時間までのとき。 50パーセント

(5) 冷房又は暖房を使用する場合

ア 冷房を使用するとき。 40パーセント

イ 暖房を使用するとき。 30パーセント

別表第2(第7条関係)

附属設備使用料

特殊器具・備品名	単位	金額(円)
音響装置	1式(午前、午後、夜間各回)	630
電気コンセント1kW	1回(〃)	310
プロパン・電磁調理器	1回(〃)	630

使用時間区分

午前とは8時30分から12時30分までとする。

午後とは13時から17時までとする。

夜間とは18時から21時30分までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第2(第7条関係)

附属設備使用料

単位 [円]

特殊器具・備品名	単位	金額(円)
音響装置	1回 _____	630
電気コンセント1kW	1回 _____	310
プロパン・電磁調理器	1回 _____	630

(削る)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。